

産業構造審議会容器包装リサイクルWG中間とりまとめ
「持続可能な省資源社会を目指して」に対する意見

意見 1

該当箇所

14 ページ 枠で囲まれた基本的考え方についての「考慮すべき事項」について

意見の概要

現在項目が 4 あるが、その他に一項目として拡大生産者責任を明記すべき。

意見及び理由

容器包装物の処理は基本的にそれを生産・使用するものの責任において行うべきである。よって、生産者あるいは販売者が当然回収して処理すべきであり（ドイツではそのようになっていると聞いている）、その費用は製品価格に転嫁され最終的には消費者が負担するものである。よって現状のように自治体が回収する場合にもその費用は税金ではなく、基本的に事業者が負担すべきものである。このような基本的考え方を考慮すべき事項の項目として加えるべきと考えます。

このような原則の下に成り立つシステムにおいては、全ての主体に対して（コスト意識から）容器包装を減らす経済的インセンティブが働くと考える。よって、これは公平性の問題だけでなく、持続可能な社会システムを構築する上でも有効な原則だと考えます。

意見 2

該当箇所

14 ページ 枠で囲まれた基本的考え方の考慮すべき事項「容器包装に関係する全ての主体に対して容器包装の 3 R を促す制度」について

意見の概要

3 R のなかのリデュース・リユースを強調すべきである。

意見及び理由

循環型社会形成推進基本法に規定された基本原則ににおいても、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）がリサイクルより優先されることがとされている。このように、リデュース、リユースが、優先されることが持続可能な社会システムを作る上で不可欠であり、この箇所においても、「3 R」と一言でまとめて表現するのではなく、先ず、リデュース、リユースが優先的に取り組む課題であることを明記する必要があると考えます。

意見 3

該当箇所

14 ページ 枠で囲まれた基本的考え方の考慮すべき事項「社会全体のコストが低減されるものであること」について

意見の概要

コストの削減はもちろん考慮する必要があるが、それ以上にコストの公平な負担を優先

するべき。

意見及び理由

上記意見 1 とも関連しますが、先ず、そのコストを誰が負担すべきかを考え、その上でそのコストの軽減を模索すべきと考えます。よって、例えばこの文章は「コストの公平な負担を前提にしつつ、社会的コストの低減につながるものであること」のようにすべきと考えます。

なおコストを考える上では、将来的に発生する可能性のあるコストも可能な限り考慮する必要があると思います。

意見 4

該当箇所

14 ページ 枠で囲まれた基本的考え方の考慮すべき事項「 制度全体が市民に分かりやすく、市民に環境配慮の意識の向上を促す制度であること、市民に容器包装の 3 R に取り組む多様な機会が与えられること」について

意見の概要

市民に対してのみでなく事業者を含む全ての主体に対して分かりやすく意識向上を促す制度であること。

意見及び理由

市民の意識向上はもちろん必要です。しかし、容器包装を市民に提供しているのは事業者であり、市民のみの意識向上で解決できる問題ではありません。よって、市民のみではなく、事業者や自治体を含め全ての主体にとって分かりやすく、意識向上を促す制度であることが必要と考えます。

意見 5

該当箇所

17 ページから 「 事業者にリデュース・リユースを求める仕組み」について

意見の概要

事業者だけではありませんが、市場におけるリターナブル容器の割合を期限を区切って（例えば 5 年等）一定割合（例えばドイツを例にとって 70 % ぐらいとか）に引き上げることを関係する者に義務づけること。

意見及び理由

上記のようにリデュース・リユースはリサイクルに優先される施策であり、中間とりまとめのように、「これらの観点を踏まえ、事業者に自主的な容器包装の削減を促す具体的な方策を引き続き検討する必要がある」とするだけでは明らかに不十分である。より実効性のある施策として、リターナブル容器の割合の義務化は有効と考えます。

意見 6

該当箇所

18 ページから 「 リユース施策」特に「ii 公的施設等におけるリターナブル容器の導入促進」について

意見の概要

公的施設等以外の例えばファーストフード店等におけるリターナブル容器の導入促進のための経済的措置もうける。

意見及び理由

ドイツでは一時期ファーストフード店等での使い捨て容器（例えばハンバーガー店での飲料物の容器）に対して、課徴金を課す自治体がありました。（地方自治体にそのような措置を執る権力があるか等の法律上の問題で取りやめたという話を聞いていますが、現在どうなっているか分かりません。）これにより、例えば世界的に展開している有名なハンバーガー店においても、ワンウェイ容器の使用をやめたそうです。

中間とりまとめでは、「実効性の確保や社会的コストの大きさといった課題…」とありますが、やればできることは、ドイツの例が示しています。飲食店におけるワンウェイ容器の原則禁止、またはワンウェイ容器に対する課税等の経済的措置を導入することは有効な手段であると考えます。

意見 7

該当箇所

19 ページ「iii レジ袋削減に関する取り組み」について

意見の概要

レジ袋の有料化は早急に実施すべきであり、更に、ワンウェイ容器の有料化も検討すべき。

意見及び理由

レジ袋の有料化によりレジ袋が削減されることは、長くドイツに住んでいたのが経験として理解できますし、日本において先行実施しているお店に聞いても効果が上がっているそうです。この場合、東京都杉並区のように「税」の形をとるよりは、お店の収入とした方が、徴税コスト等を考えてもベターだと思います。いずれにしても、早急に導入すべき制度であると考えます。

また、ペットボトルについても、リターナブルなペットボトルも実用化されているそうです。レジ袋以外についても、技術的に可能なもの（例えばペットボトル）に関しては、ワンウェイ容器に対する有料化や課税を検討すべきと考えます。

意見 8

該当箇所

23 ページ「新たな役割分担の考え方」特に「<検討の方向性>」のについて

意見の概要

検討の方向性の第一番目に、処理費用は基本的に事業者が負担すべきであることを明記すべき。

意見及び理由

繰り返しになるが、包装容器の処理は生産・使用するものの責任において行うべきである。よって、よって現状のように自治体が回収するシステムを維持する場合でもその費用は税金ではなく、基本的に事業者が負担すべきものである。

自治体の経費の分析・公開は当然必要であるが、これも上記の原則のもとに行うものであり、この原則を検討の方向性において独立して明記すべきと考えます。

意見 9

該当箇所

24 ページ「< 新たな役割分担を考えるに当たっての前提 >」のについて

意見の概要

上記のように、処理費用は基本的に事業者が負担すべきであることを前提条件として加えるべき。

意見及び理由

自治体の清掃部門の公会計の整備・公開は当然である。しかし、上記意見 1 の考え方からすれば、現状においてすでに本来事業者が負担すべき費用が税金で負担されており、自治体のコストの内訳が明確化されてから事業者の負担を考えるというのは間違っていると考えます。概算の段階からでも、少なくとも処理費用の一部は事業者が負担すべきと考えます。

なお、自治体における公会計の整備・公開はそれ自体が非常に重要であり、当然早急に進められるべきであると考えます。